

茅ヶ崎市商店会等街路灯へのフラッグ広告掲出に係るガイドライン（案）

令和7年 月

1 趣旨

近年、民間が主体となった良好な景観形成、地域の魅力向上等を図るためのエリアマネジメント活動^{*1}が広がってきています。こうした取り組みを持続的に行うための安定的な財源確保策として、公共空間に屋外広告物を掲出し、その広告料収入をまちづくりの財源に充てる取り組みが見られるようになりました。

国では、エリアマネジメント広告^{*2}の掲出について、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、広告物の掲出禁止区域であっても、許可するなどの規制の弾力化が位置づけられたことに伴い、「屋外広告物条例ガイドライン」において、周囲との景観の調和等を要件として、地方公共団体の屋外広告物条例における広告物掲出の禁止物件^{*3}、禁止地域^{*4}の適用除外とすることが示されました。

一方、茅ヶ崎市景観計画では、魅力ある屋外広告物を掲出することでまちを演出できるものについて許可地域等の追加・変更を検討することや、市民、事業者など、民間が主体となった景観まちづくりについて支援することを示しています。

これらを踏まえ、周囲との景観の調和等を要件として、地域の魅力向上に資するエリアマネジメント広告について、茅ヶ崎市屋外広告物条例（以下「条例」という。）の禁止地域、禁止物件の一部を適用除外とするため、令和2年12月16日条例の一部を改正しました。

このガイドラインは、条例第9条第3項の規定に基づき、自治会又は商店会等の地域商業団体（以下「商店会等」という。）が所有又は管理する街路灯に当該商店会等が広告料収入を得て設置するフラッグ広告について必要な事項を定めるものとします。

なお、今後につきましても、エリアマネジメント活動が一層充実し、地域の活力増進や快適な地域環境の形成に寄与するために、必要に応じてこのガイドラインの見直しを図っていくこととします。

※1 エリアマネジメント活動

エリアマネジメント活動とは、特定のエリアを単位に、民間が主体となってまちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという仕組み。民間主導のまちづくり、官民協働型のまちづくりへの期待から、大都市の都心部、地方都市の商業地、郊外の住宅地など、全国各地でエリアマネジメントの取組みが実践され、良好な景観形成や地域の魅力向上等が図られています。

※2 エリアマネジメント広告

エリアマネジメント広告とは、財源確保のため公共空間（道路、公園、広場等）に屋外広告物を掲出し、その広告料収入を道路・公園等の整備・維持管理や地域活性化のためのイベント開催など、公共的な取組の費用に充てるもの。



写真 街灯フラッグ

※3 禁止物件

広告物を表示・設置などできない広告媒体（例：街灯柱、街路樹 等）

※4 禁止地域

基本的に広告物の表示を禁止する地域。自己店舗の広告物は表示面積の合計が5㎡を超えると掲出不可。広告収入を得る第三者広告は全て掲出不可。（例：河川区域、海岸保全区域 等）

2 広告物の設置主体

街路灯を所有または管理する商店会等が広告物の設置主体となります。

3 広告物設置の許可申請

広告物の設置に必要な許可は次のとおりとし、商店会等が申請者となります。

- (1) 屋外広告物設置許可
- (2) 道路占用許可
- (3) 道路使用許可

4 広告物の設置期間

広告物の設置期間は、設置及び撤去を含め 1 年以内とします。それ以上の期間、掲出する場合については、1 年ごとに申請し直してください。

5 広告料収入を充当すべき公共的な取組

地域における公共的な取組とは、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものをいい、具体的には、街路灯、ベンチの整備又は維持管理、道路の清掃・美化活動、地域の活性化等に資するイベントの開催、その他商店会等が行う公的活動等とします。

6 設置施工者及び設置上の注意

設置の施工については、神奈川県へ屋外広告業の登録をした事業者が行うこととします。(ただし、自家用広告物を広告主が直接設置する場合にはこの限りではありません。)

なお、設置の際には、掲出用ポール（バー）を含めた街路灯の状況について安全上の点検を行い、異常を発見した場合については、掲出を中止すること。

7 広告物の設置場所・規格等

- (1) 一の街路灯につき広告物は、1 対に限りです。
- (2) 広告物本体の大きさは、1 張あたり横 0.5 m 以内、縦 1.2 m 以内とします。
- (3) 歩道と車道の区別のある道路の街路灯に広告物を設置する場合(片側に限り歩道がある道路の歩道と反対側にある街路灯に広告物を設置する場合を除く。)にあつては、原則として、歩道側に設置し、その下端は、地上 2.5 メートル以上とします。
- (4) 歩道と車道の区別のない道路の街路灯及び片側に限り歩道がある道路の歩道と反対側にある街路灯に広告物を設置する場合にあつては、原則として、道路の中心線の反対側に向けて設置し、その下端は、地上 4.7 メートル以上とします。
- (5) 同一の道路に設置する場合にあつては、できる限り位置、形状及び規模を統一します。
- (6) 広告物の設置場所は、道路が交差し、接続し、または屈曲する部分以外の交通に支障のない場所に立地する街路灯とします。
- (7) 街路灯の照明の効用を著しく妨げないものとします。

- (8) 広告物の材質は、布製、またはこれに類するもので、不燃性かつ反射材でないものとし
ます。

8 安全対策

- (1) 広告物は、強風時に落下しないよう、2点以上で留め付け、通気性が高いものとするなど、
十分な安全対策を講じることとします。
- (2) 広告物掲出中は、商店会等で責任を持って定期的に巡回し、適正な維持管理を行うことと
します。なお、汚損・腐食等を発見した場合については、速やかに撤去・交換等の対策を講じ
ることとします。

9 広告物の配慮事項等

(1) 基本的事項

- ア 地域のまちなみや景観と調和したデザインとします。
- イ 様々なデザインの広告物が乱雑に掲出されることのないよう、一定の区域ごとに、規則
性と統一性が感じられるデザインとします。
- ウ 原則として、広告物の一部に商店会等の名称又は愛称等を表示します。また、その際、
商店会等の名称又は愛称等と広告の内容が区別できるようなレイアウトデザインを行うこ
ととします。
- エ 広告物の一部に広告料収入が地域活動に貢献していることがわかる表示をします。
- オ 1 広告面につき、1 企業かつ 1 広告とします。
- カ 身体的一部分（目、鼻、口等）を強調した広告表現は控えることとします。

(2) 交通安全の確保

- ア 通行人等に対し危害をおよぼす恐れのあるものは、使用しないこととします。
- イ 信号機又は道路標識等の効用を妨げるものは、使用しないこととします。
- ウ 通行人等の注意を著しく阻害する恐れのあるものは、使用しないこととします。
 - (ア) 4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - (イ) 文字表記が多いもの、また絵柄や文字が過密しているもの
 - (ウ) 同一規格内容を過剰に複数表示したもの
- エ 通行人等を幻惑させる恐れのあるものは、使用しないこととします。
 - (ア) 映像装置、発光、蛍光、反射素材、トリック効果等を有するもの

(3) 青少年の保護

- ア 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるものに該当しないこととします。
- イ ギャンブルを肯定等するものに該当しないこととします。
- ウ 青少年の人体、精神又は教育に有害なものに該当しないこととします。
- エ 性を意識させるようなデザインに該当しないこととします。

(4) 人権の尊重

- ア 人を人種、国籍、性別、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するものに該当しな

いこととします。

イ 人又は法人等の名誉等を毀損するものに該当しないこととします。

(5) 消費者保護

ア 虚偽の内容を表示するものに該当しないこととします。

イ 法令等で認められていない業種、商法、商品等を表示するもの又は肯定するものに該当しないこととします。

ウ 国家資格に基づかない者が行う療法等に関するものに該当しないこととします。

エ 誇大・比較広告等手法上議論があるものに該当しないこととします。

オ 責任の所在が明確でないものに該当しないこととします。

(6) その他

ア 卑劣な内容・デザインのものに該当しないこととします。

イ 風俗営業に関連するものに該当しないこととします。

ウ 布教を目的とするものに該当しないこととします。

エ 政治的意見発表や論争の場となるおそれがあるものに該当しないこととします。

オ その他社会風紀を乱すおそれのあるものに該当しないこととします。

10 商店会等での事前確認

設置主体となる商店会等は、本市屋外広告物許可申請及び道路占用許可申請を行う前に、商店会等内において、本ガイドラインに基づきフラッグ広告が作成されることを確認し、「商店会等街路灯へのフラッグ広告掲出に関するチェックシート（別紙1）」の作成および事業年度毎に「フラッグ広告事業計画（別紙2）」を作成するものとします。作成したチェックシート及び事業計画は、本市屋外広告物許可申請及び道路占用許可申請時に、申請書類とともに提出するものとします。

11 関係機関との連携・調整

広告物を掲出する商店会等は、道路の利用に関する許認可を行う行政機関等と円滑な調整を行うとともに、地域の町内会、自治会等と密接な連携を図るものとします。

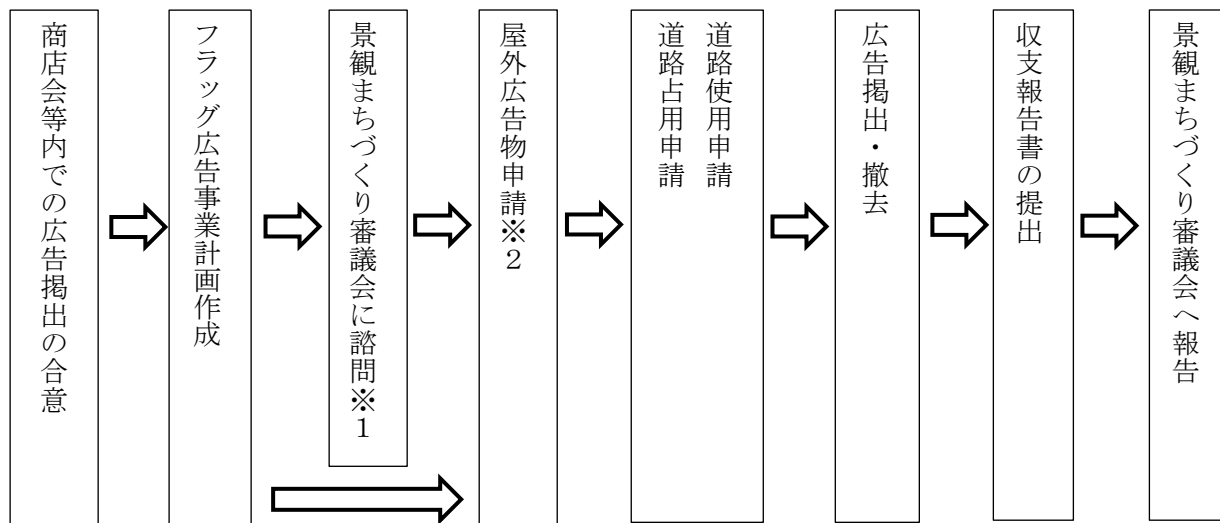
12 広告料収入の報告

本ガイドラインにより広告物を掲出した商店会等は、事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内に本市に収支報告書（別紙3）を提出するものとします。

13 苦情等への対応

商店会等は、公共空間を利用する者としての責務を果たし、苦情や問い合わせに責任を持って対応するものとします。

14 手続きの基本的な流れ



※1 景観まちづくり審議会（年3回程度）については、初めて事業計画を作成した場合及び事業計画に大幅な修正があった場合に諮ることとなります。

※2 屋外広告物申請にあたっては、審査手数料の納付後、許可書の発行をしますので、それを添付の上、各種許可申請手続きを行ってください。